

平成29年1月19日

第11期新宿区環境審議会(第4回)資料

基本目標4

「安心・快適な生活環境の確保」

環境対策課事務事業説明

公害対策



都市生活型公害の対策

昭和45年5月21日問題発生

新宿の環境清掃

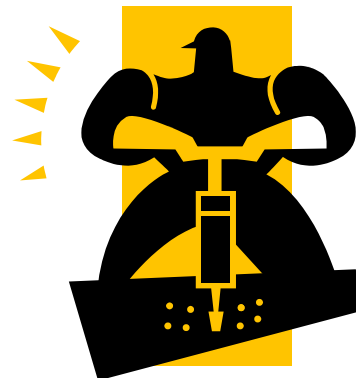
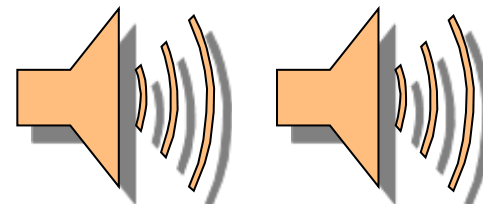


新宿の環境



大久保通り・市谷柳町交差点付近 昭和39年

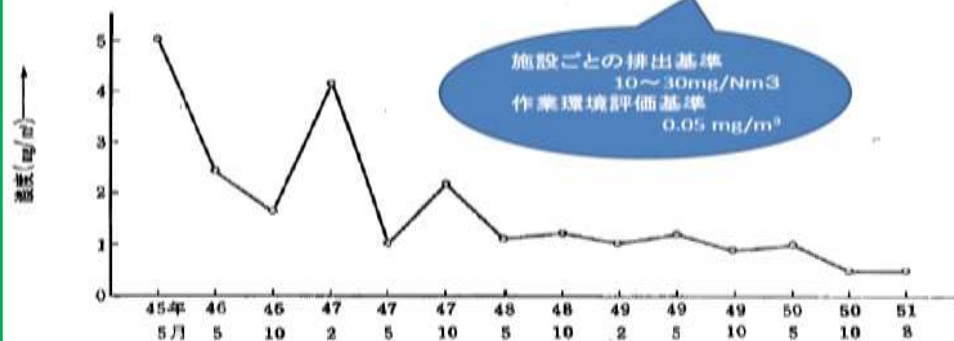
都電は昭和45年3月廃止



1

柳町公害の測定

〈柳町交差点における大気中鉛濃度の推移〉



※45年5月および46年5月の結果は都の調査（48時間測定）、その他は区の調査（8時間測定＝10時～18時）による。

公害の歴史

昭和30～40年代：産業型公害／ 典型7公害(大気汚染、
水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染)

四大公害病【水俣病・新潟水俣病(有機水銀)、
イタイイタイ病(カドミウム)、四日市喘息(亜硫酸ガス)】

昭和42年 公害対策基本法制定

昭和44年 東京都公害防止条例制定

昭和45年 牛込柳町鉛公害／ 公害国会(第64回国会)

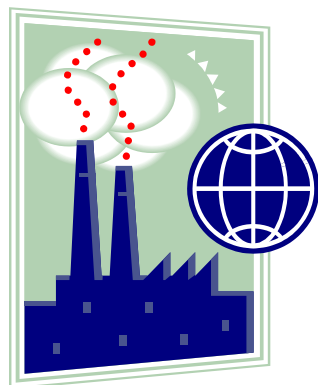
昭和50年代後半～：都市・生活型公害の顕在化(近隣公害)

平成13年 都環境確保条例施行(都公害防止条例全面改正)

平成14年 土壤汚染対策法制定

工場・指定作業場等の現状

工場や指定作業場自らISO14001の認証取得や法令の基準を遵守するなど環境に配慮する事業者が増えていることや、住宅化にともなう廃業等のため、工場・指定作業場等に対する苦情は減少傾向にあります。



解体・建設工事に伴う騒音・振動・粉じん

過去数年間の苦情受付件数を見ると、建設作業に伴う苦情が約6割を占めています。特に解体工事に伴う騒音・振動に関する苦情が寄せられています。



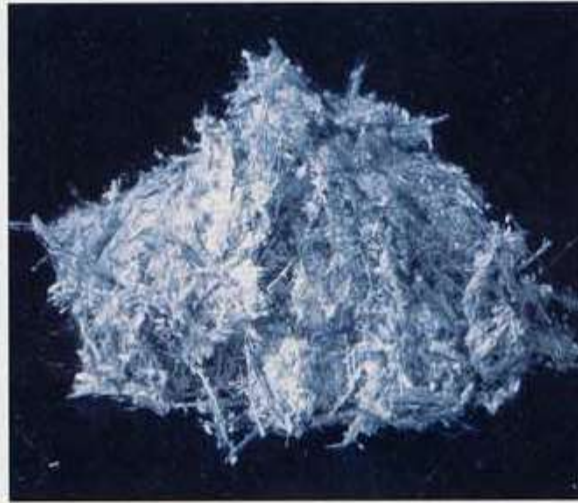


アスベストの飛散防止

アスベストとは、天然に産する鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建築材料のほか、様々な用途に用いられてきた。中でも「吹き付けアスベスト」は、昭和40年頃からビル等の鉄筋の耐火建築材として、昭和50年に吹き付けアスベストが禁止されるまで、大量に使用されてきた。現在、これら吹き付けアスベストが使用された建築物が建て替えの時期を迎えつつあり、建築物の解体に伴うアスベストの環境への飛散防止対策の徹底が課題となっている。



▲白石綿(クリソタイル)



▲青石綿(クロシドライト)



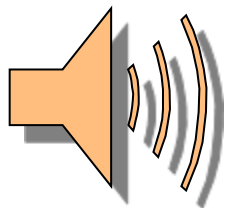
▲茶石綿(アモサイト)



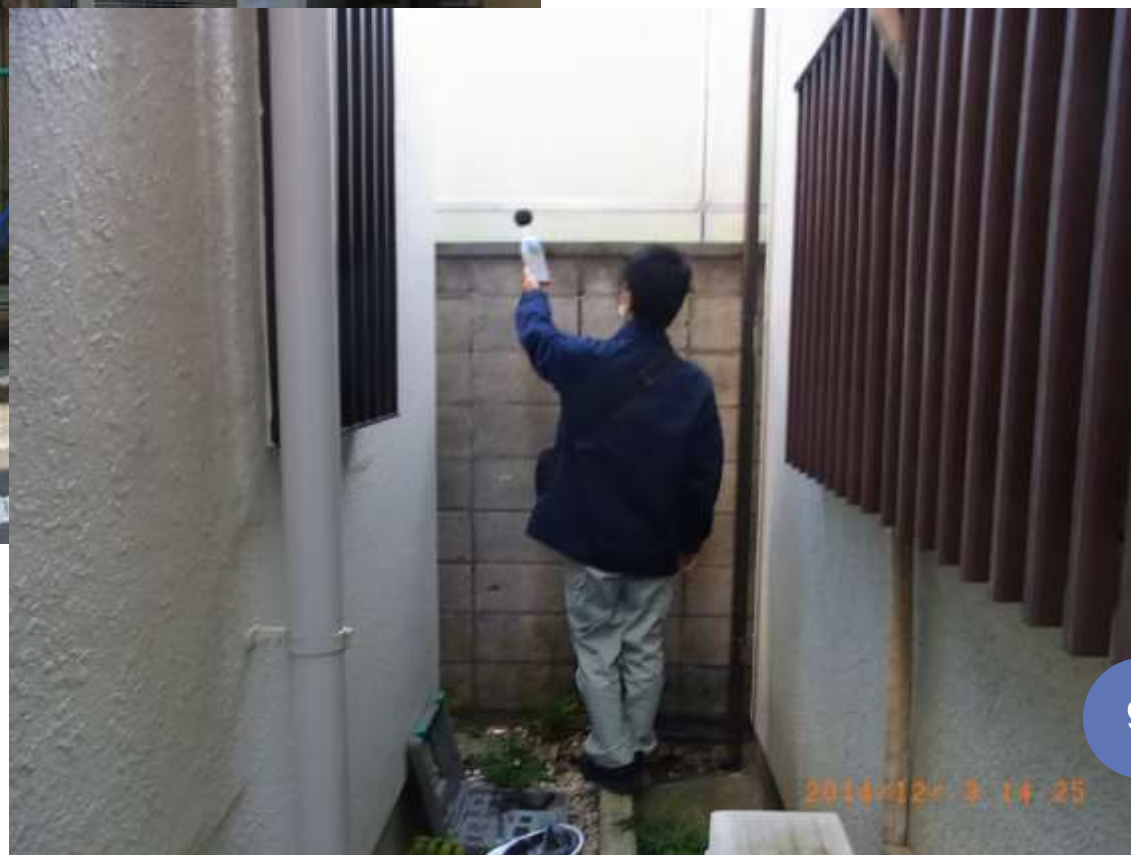
繁華街の拡声器騒音対策

主に歌舞伎町、新宿三丁目等を中心に、定期的に、夕方及び夜間に区の職員がパトロールを実施し、拡声器等による商業宣伝放送の音量を測り、基準を超えている場合にはその店舗等に文書を渡し、周囲に迷惑をかけないように注意を促しています。

平成22年度からは、韓流ブームもあり、パトロール地域を大久保地域まで拡張して行い、各店舗への拡声器等による商業宣伝放送等の騒音防止対策を啓発・指導しています。



隣家のエアコン騒音



飲食店からの悪臭

悪臭は多くの物質が少量ずつ混じり合った気体で、防止することが難しいものです。また、発生源も工場、事業場、飲食店や一般家庭、工事現場など様々です。

最近では焼肉店やラーメン店等の飲食店からの臭いに対する苦情が増加の傾向にあります。

飲食店などの事業所に対しても、悪臭防止法に基づき、規制・指導をしています。



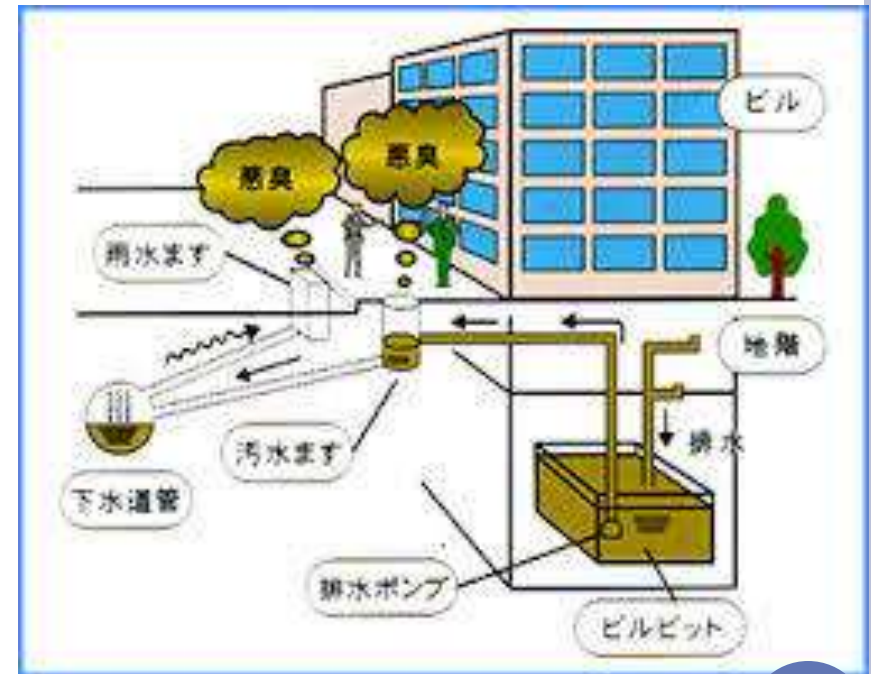
ビルピット臭気

新宿駅周辺等、地下店舗のあるビルが多い地域では、道路上で卵の腐ったような臭いがすることがあります。

これは、ビルピット(ビル内で発生した排水を一時的に溜める排水槽)の構造や維持管理が適切でないため、溜まった排水から細菌の働きにより**硫化水素**が生成され、

下水道管に排出されるときに、マンホール等の隙間からこのような悪臭を放出してしまうのです。

これまで、都の下水道局と連携し、西新宿地区・新宿駅東口周辺について、硫化水素濃度の測定結果を基に、臭気発生施設に対し防止対策を指導してきました。



歌舞伎町セントラルロードのビルピット対策を集中実施(25～27年度)。

放射能対策⇒区民不安の解消

●空間放射線量の結果に対する区の考え方】

区有施設について、地上1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所が発見された場合、除染等の対策を速やかに実施します。(国基準)

また、保育園庭等の子どもが利用する区有施設においては、地上5cmで毎時0.23マイクロシーベルト以上の値が計測された場合については、必要な措置を行います。

●空間放射線量測定器の貸出し

区民が自宅周辺等区内を測定するために、貸し出しています。

●食品等分析調査

小中学校、保育園等の給食
区民の持ち込み野菜について、
自前で分析検査しています。



野生鳥獣による被害対策

◆カラス対策

カラスの繁殖期(3月中旬～6月中旬頃)になると、威嚇されたり、攻撃されたりする被害が多くなります。

また、ハトの糞に対する苦情など、新たな形態の苦情も増えています。カラスの巣の撤去などに、平成17年度から取り組んでいます。

※ペット(イヌ、ネコ等)や衛生害虫(蚊、ネズミ等)は健康部所管



◆ハクビシン対策

最近、区内でもハクビシンが目撃されています。ハクビシンは、ネコ目ジャコウネコ科に分類されタヌキ、アナグマ、アライグマと顔の模様や体型が似ています。

ハクビシンが屋根裏などに住みつくことで、深夜に動きまわることによる騒音や糞尿による臭気、感染症等の被害がおこります。

捕獲は、有害鳥獣捕獲許可を受けた専門業者に依頼する必要があります。

27年度から区で捕獲事業を実施。ハクビシンの捕獲9頭(ほかにアライグマ1頭)



環境測定



- 大気汚染状況の測定調査:3カ所
一般環境測定局(本庁)
自動車排出ガス測定局(四谷・戸山)
- ダイオキシン類測定調査:4地点
- 酸性雨調査
- 神田川・妙正寺川の水質調査
神田川水系水質監視連絡協議会
- 自動車騒音・道路交通振動測定調査
- PM2.5 ⇒直径2.5マイクロメートル以下の粒子状物質
粒径はスギ花粉の10分の1
(マイクロは100万分の1)



ご清聴ありがとうございました。

